



在宅人工呼吸器使用難病患者等への 災害時地域支援体制の整備について

—塩釜地区の災害時地域支援体制の連携強化へ向けた取組—



仙台保健福祉事務所（塩釜保健所） 疾病対策班

技師 相澤成美

活動の背景

● 『宮城県地域防災計画』

＜＜2-23 避難対策＞＞

「在宅人工呼吸器使用者への対応」

‘県は、災害時の停電が命に直結する在宅人工呼吸器使用者について、市町村における情報の把握及び災害時個別支援計画の策定を支援するなど対策強化を図ること’

➡人工呼吸器を使用する在宅療養難病患者に対し

『私の災害時対応ハンドブック』の提供・作成支援を実施



「災害時対応ハンドブック」の提供と作成支援

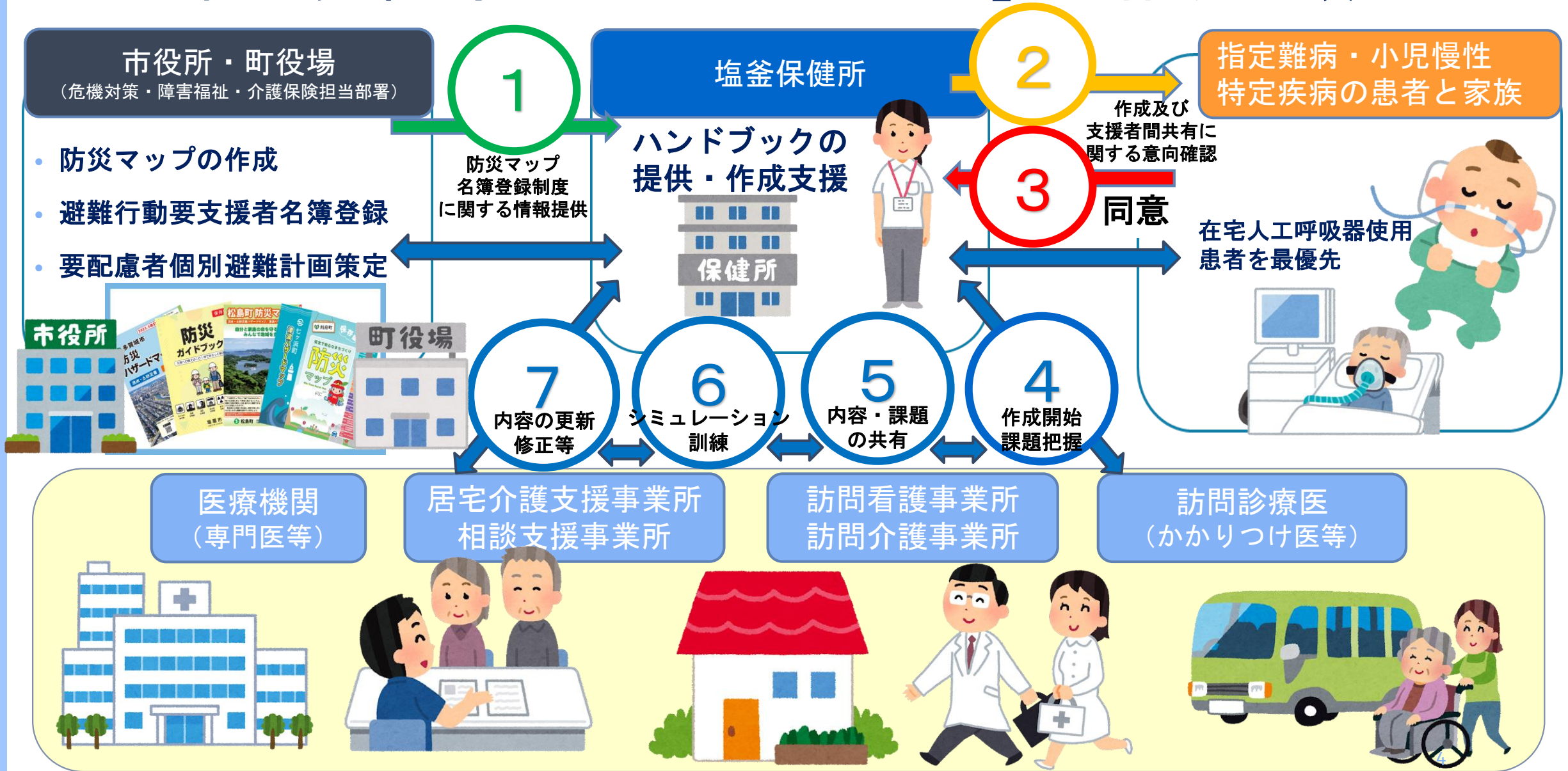


- 自宅付近のハザード情報
- 緊急連絡用カード
- 緊急連絡先一覧
- 備蓄チェックリスト
(医療機器、療養必需品)
- 避難先、避難の手順
- 停電時の行動フロー
- ハンドブック作成確認表



作成をとおして
当事者・家族の自助力を高める

「私の災害時対応ハンドブック」の作成手順



医療的ケアニーズが高い難病患者の特性

- 生命を維持するため、医療機器を常時使用（人工呼吸器、痰吸引器、酸素濃縮器等）
- 医療機器を使用するため、切れ目ない「電気の供給」と「ケアをする人」が必要
- 平時は多機関・多職種から支援を受けているが、災害発生時は交通・通信手段の途絶により、受援できない可能性がある

- 
- * 当事者自身が災害時のリスクを理解し、対応方針を決めた上で備えておく必要がある
 - * 支援者もその情報を共有し、備えておく必要がある

塩釜保健所における災害時支援の取組（平時）

①災害時安否確認台帳の整備・管理

- ・ 人工呼吸器使用患者の情報をリスト化・定期的に内容更新。
- ・ 災害発生時や警報発令時に、患者・家族の安否・被災状況、ライフライン（電気、水道、通信等）、人工呼吸器の作動状況等を確認。

②「私の災害時対応ハンドブック」の提供・作成支援

- ・ 在宅人工呼吸器使用者に対して、「災害時対応ハンドブック」を配布。
- ・ 災害時に必要な備えや対応方針等を事前に決め、支援者間で共有。

※「2021年9月改訂版」の提供・作成支援

③管内市町の「防災マップ」・

「避難行動要支援者名簿登録制度」の内容周知

- ・ ハンドブック作成とあわせて、患者の居住市町の情報・制度を周知。



● 管内市町別 人工呼吸器使用在宅療養患者数

<令和6年12月1日現在>

市町	指定難病	小児慢性特定疾病
塩竈市	6人	3人
多賀城市	1人	2人
松島町	1人	0人
七ヶ浜町	0人	0人
利府町	3人	2人
合計	11人	7人

指定難病	小児慢性特定疾病
ALS、多系統萎縮症、筋ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症 等	気道狭窄、慢性肺疾患、脳動脈奇形、ネマリンミオパチー、18トリソミー 等

● 「災害時対応ハンドブック」の進捗状況

<令和6年12月1日現在>

区分	人工呼吸器 使用在宅 療養患者数	進捗状況			
		①配布・作成開始	②作成完了	③支援者間共有	④シミュレーション・訓練
指定難病	11	9	3	3	3
小児慢性特定疾病	7	7	2	2	1
達成度 (%)		88.9%	27.8%	27.8%	22.2%

14.3%(R5年12月時点)

もし、災害が発生したら・・・

指定難病・
小児慢性特定疾病の患者宅



救急車で
いつもの専門医療機関
に搬送してもらって
入院できるだろう...



医療機関
(専門医等)



- ・ 平時の専門医療機関は、災害時にも受け入れできる??
- ・ 専門医療機関までは、距離があるけれど、病院到着まで何時間（何分）くらいかかる??
- ・ 道路状況は？ 安全に避難できる？
- ・ どうやって医療機関へ向かう？

《ハンドブック作成の過程で見られる課題》

- I. 災害時にも実行可能な「避難受け入れ先」の確保
：災害時、専門医療機関での受け入れ病床数には限りがある可能性等
- II. 災害時にも実行可能な「避難時移送方法」の確保
：救急車による搬送は、傷病者への対応が優先される可能性等
- III. 停電を伴う災害時に実行可能な「医療機器の電力供給源」の確保
：長期的な停電（計画停電）等が生じ、医療機器の継続使用が困難となる可能性等

これらの課題解決のためには・・・

塩釜管内の災害時支援体制の整備へ向けた
管内機関による連携が必要

今回の活動目的

活動内容について

I. 避難受け入れ先
II. 避難時移送方法
III. 医療機器の電力供給源
に関する情報把握・体制確保を図るため...

≪活動期間≫ 令和6年6月から令和6年12月

≪活動内容≫ 管内関係機関への訪問による対面形式でのヒアリング

- ①塩釜管内の2市3町(障害福祉・介護保険・危機対策担当課)
- ②災害拠点(難病診療連携地域拠点)病院
- ③宮城県タクシー協会所属介護福祉タクシー会社



ヒアリングでは...

- Step1 保健所における難病患者等への災害時支援の取組を周知
- Step2 当所管内の在宅療養難病患者に対する災害時支援の課題点(I～Ⅲ)を共有
- Step3 各機関の災害時支援の取組に関する情報把握(協力依頼) を実施

活動内容① 管内市町ヒアリング

- ・ 塩釜管内の2市3町を訪問
- ・ 障害福祉・介護保険・危機対策担当課担当課職員への対面でのヒアリングを実施

(後日ヒアリングシートへの回答も依頼)

目標

- I. 避難受け入れ先
- III. 医療機器の電力供給源

に関する情報把握・体制確保

管内市町へのヒアリング内容

- ・ 各市町が災害対策基本法の基に取り組んでいる以下の内容について把握(聞きとり)
- (1)避難行動要支援者名簿登録制度について
 - (2)個別避難計画の策定について
 - (3)福祉避難所について
 - (4)要支援者が利用可能な給電場所について
 - (5)ほか災害時支援への取組等について



活動内容① 管内市町ヒアリング（結果）

(1)避難行動要支援者名簿登録制度について

- 管内すべての市町村が作成に着手。しかし、難病患者等も名簿対象とする一方で在宅人工呼吸器装着者かどうかについては、探知・把握できていない。要因には、地域支援者（民生委員等）の高齢化や不足、担当職員の人員不足、町内外での連携（登録者情報の共有等）に課題がある。

(2)個別避難計画の策定について

- 策定開始は4市町（80%）、計画内容も個別に具体的な避難手段・介助者・避難先を明記されているものもあれば、電話番号のみの計画等、市町ごとに進捗の差がある。未策定市町の要因には、要支援者数が膨大であることで作成対象者の優先度選定が困難であること、また、策定開始後も内容の更新や計画の活用方法に課題があり、各市町作成への困難さを抱えている。

(3)福祉避難所について

- ‘立上げは発災時の判断’、‘避難対象は指定避難所避難者の中より必要性を判断’等の理由により平時の時点では人工呼吸器使用難病患者等の受入れを想定できない。しかし、指定避難所等への避難時には、病床エリア確保・医療機器の充電場所確保への調整は可能。

⇒避難受け入れ先の確保【福祉避難所】×、【指定避難所】○（※市町ごと異なる）

活動内容① 管内市町ヒアリング（結果）

(4) 要支援者が利用可能な給電場所について

- ・非常用電源（発電機等）の確保体制があるため、人工呼吸器使用患者の電源確保を目的とした役場庁舎や指定避難所等への避難の受け入れへは対応可能。

⇒電力供給減の確保◎、避難受け入れ先の確保◎（※介護者同行の場合に限る）

(5) ほか災害時支援への取組等について

- ・塩竈市では、国のモデル事業に参加。要配慮者の平時の支援機関が個別避難計画の策定に関与。災害時にも実行可能な避難計画となるよう具体的内容へ取り組んでいる。一方、他市町では要支援者の対象選定や個別避難計画の内容に課題を感じていた。

今後の方針

目的：管内地域全体の災害時支援体制の向上・連携強化

方法：「令和6年度塩釜地区難病対策地域協議会」

塩竈市危機対策担当者より、同市の災害時支援体制について
管内他市町への情報共有の機会を設ける

活動内容② 管内医療機関ヒアリング

- 管内の災害拠点病院（難病診療連携地域拠点病院）を訪問
- 在宅診療担当科医師、事務部長（難病診療連携地域拠点病院窓口担当者）への
対面でのヒアリングを実施

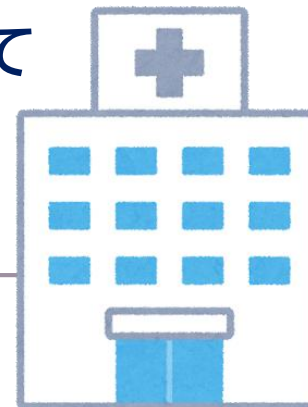
管内医療機関へのヒアリング内容

- 管内の災害拠点病院が取り組んでいる災害時支援の内容について把握（聞きとり）
 - (1) 人工呼吸器使用在宅療養難病患者の避難入院への対応可否について
 - (2) 災害拠点病院としての災害時支援への取組等について

目標

- I. 避難受け入れ先
- III. 医療機器の電力供給源

に関する情報把握・体制確保



活動内容② 管内医療機関ヒアリング（結果）

(1)人工呼吸器使用在宅療養難病患者の避難入院への対応可否について

- ・ 発災時、人工呼吸器使用在宅療養難病患者の避難入院先としての受け入れ対応は可能。院内の自家発電により、電源の確保を目的とした避難者へも対応可能。この際、平時からの同院への受診歴の有無は問わない。

⇒避難受け入れ先の確保◎、電力供給減の確保◎

(2)災害拠点病院としての災害時支援への取組等について

- ・ 発災時にも、定期的な訪問看護・往診による対応を予定。
- ・ 同院の往診患者のうち人工呼吸器使用患者はエリアマップへのプロットにより管理。発災時には電源確保が必須となる患者から優先的に安否確認を実施。
- ・ 傷病患者等への病床確保も要するため、電源確保を目的とした避難後、より長期的な避難を要する場合には二次避難先（管内他医療機関、福祉避難所等）への避難調整が望まれる。また、その際の二次避難先へのコーディネート体制の整備は院外の手機関で担う必要性が示唆された。

活動内容③ 管内介護福祉タクシー会社 ヒアリング

- 宮城県タクシー協会塩釜支部に所属する介護福祉タクシー会社を訪問
- 営業部長への対面でのヒアリングを実施

目標

Ⅱ. 避難時移送方法
に関する情報把握・体制確保

管内介護福祉タクシー会社へのヒアリング内容

- 管内の介護福祉タクシー会社が行っている災害時支援の内容について把握(聞きとり)
 - (1)人工呼吸器使用在宅療養難病患者の避難移送への対応可否について
 - (2)災害時支援への取組等について



活動内容③ 管内介護福祉タクシー会社 ヒアリング（結果）

(1)人工呼吸器使用在宅療養難病患者の避難移送への対応可否について

- ・災害時にも、平時同様に人工呼吸器使用在宅療養難病患者の避難先への移送対応が可能。この際、平時からの同社への利用歴の有無は問わない。

⇒避難時移送方法の確保◎

(2)災害時支援への取組等について

- ・避難移送への対応時にも、乗車・降車時の一部身体介助は可能だが、医療機器（人工呼吸器、痰吸引器等）の操作や、移送の間に必要となる看護・介助は、同乗可能な家族または介護者による対応が必須。

⇒今後の展望：管内の人工呼吸器使用在宅療養難病患者について、患者所在地情報をマッピングしたものを災害時の避難入院先情報と合わせて平時より情報共有し、災害時の円滑な避難搬送に活用していくことも今後望まれる。

もし、災害が発生したら・・・

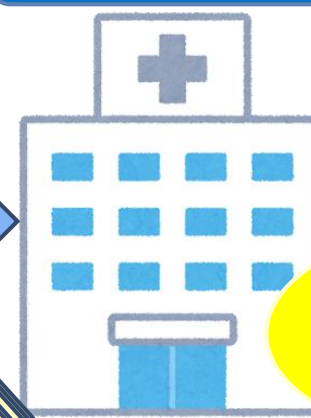
指定難病・小児慢性特定疾病の患者宅



Ⅱ
移送方法
の確保



管内医療機関
(災害拠点病院)

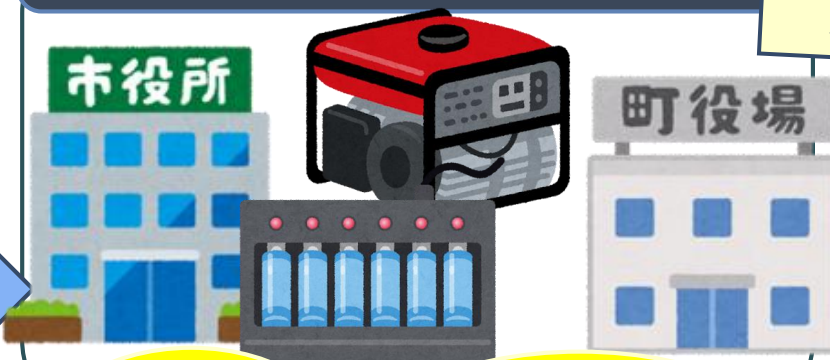


Ⅰ
避難先
の確保

Ⅲ
電力供給源
の確保



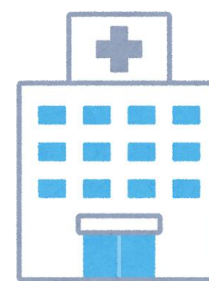
市役所・町役場・指定避難所等
(危機対策・障害福祉・介護保険担当部署)



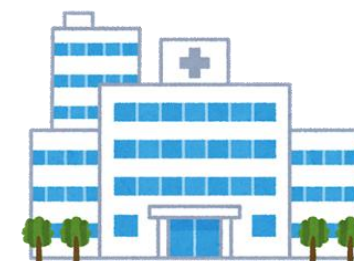
Ⅰ
避難先
の確保

Ⅲ
電力供給源
の確保

管内医療機関
(公立病院等)



医療機関
(専門医等)



考察

- 災害時にも実行可能な「避難受け入れ先」や「避難時移送方法」、「電力供給源」の確保といった当所管内の課題に対し、管内市町・医療機関・介護福祉タクシー会社へのヒアリングにより、それらへの対応が、管内関係機関の中で対応可能であることが把握された。
- ヒアリングを実施したことで、顔の見える関係の構築や各機関の取組の相互共有を図る機会とすることができ、他事業の運営へも好影響をもたらすことができた（難病研修会への市町職員の出席等）。
- 個別支援で把握された地域課題に対し、各機関単独での解決が難しい場合には、管内の他機関と共に課題や認識を相互に共有することで解決策を模索することができることがわかった。今回の塩釜管内の取組結果は、個別支援へフィードバック、個別の「災害時対応ハンドブック」の作成支援に活かしていきたいと考える。

おわりに



- 災害が発生した際、医療的ケアニーズが高い在宅療養難病患者にとって療養生活を継続するための医療・介護が途切れることは、命にかかわる重大なリスクを伴う。
- 本活動で把握された各機関の災害時支援への取組内容は、「塩釜地区難病対策地域協議会」で共有し、さらなる支援体制強化を目指し今年度、協議をすすめていく他、「避難受け入れ先」や「移送方法」の更なる拡充へ向け、管内の他医療機関や消防事務組合へのヒアリングの実施を予定。
- 災害という非常時にも、患者・家族が抱える不安を最小限に、適切な初動対応ができる地域を目指し、今後も災害時支援体制のさらなる連携強化への取組が期待される。

